（廃止措置実施方針の見直し）

第九条の四の四　加工事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第九条の五　法第二十二条の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　工場又は事業所の名称及び所在地

［三～八　略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～三　略］

四　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［五・六　略］

七　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

［八～十　略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第九条の六　法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　工場又は事業所の名称及び所在地

［三・四　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第九条の九　法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　工場又は事業所の名称及び所在地

［三～六　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了確認の基準）

第九条の十　法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［三・四　略］

［条を加える。］

（廃止措置計画の認可の申請）

第九条の五　法第二十二条の八第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

［三～八　同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～三　同上］

四　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［五・六　同上］

七　廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

［八～十　同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第九条の六　法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

［三・四　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第九条の九　法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

［三～六　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了確認の基準）

第九条の十　法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　［同上］

二　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［三・四　同上］